

広島県教育委員会会議録

令和 8 年 2 月 1 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年2月13日（金） 13：00開会

15：48閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田	智 志
委 員	細 川	喜 一 郎
	中 村	一 朗
	志 々 田	ま な み
	小 田 原	希 美
	河 田	一 実

2 出席職員

学 び の 変 革 推 進 部 長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森 栄 理
総 務 課 長	永 井 匠
秘 書 広 報 室 長	竹 森 潤 一
教 職 員 課 長	藤 井 典 之
県立学校改革推進監	落 畑 宜 彦
文 化 財 課 長	坂 光 秀 和
高校教育指導課長	小 野 裕 之
特別支援教育課長	林 香
豊かな心と身体育成課長	沖 本 勝 豊
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山 内 領 二

3 欠席職員

教 育 次 長	江 原 透
管 理 部 長	糸 崎 誠 二

審 議 案 件 一 覧

日程第 1 会議録署名者について

日程第 2 第 1 号 議 案 令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提出される教育
委員会関係の議案に対する意見について

日程第 3 第 2 号 議 案 令和 7 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について

日程第 4 第 3 号 議 案 教職員人事について

日程第 5 第 4 号 議 案 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組
方針」の改定について

日程第 6 第 5 号 議 案 博物館再登録について

日程第 7 第 6 号 議 案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企
業の表彰について

日程第 8 報告・協議 1 令和 9 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補
者選考試験の日程について

公 開 審 議 案 件

	頁
日程第 1 会議録署名者について	1
日程第 2 第 4 号 議 案 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について	1
日程第 3 第 5 号 議 案 博物館再登録について	5
日程第 4 報告・協議 1 令和 9 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について	7

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。ありがとうございます。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は内部検討を行う案件であり、第2号議案及び第6号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第3号議案は個別の人事に関する案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんでしょうか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和8年広島県議会2月定例会に提出される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の令和7年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、第6号議案の「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、これらについて公開しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第6号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

篠田教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について、落畑県立学校改革推進監、説明をお願いします。

落畑県立学校改革推進監： 第4号議案によりまして、「学校における働き方改革の取組方針」の改定について、御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。「1 要旨」でございます。学校における働き方改革につきましては、令和5年3月に本方針を改定いたしまして、令和7年度までを取組期間として各種の取組を進めてまいりました。この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標の達成には至っていないことから、本県が「目指す姿」を実現するため、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込み、実効性のあるものとなるよう、これまでの取組の成果や課題等を踏まえまして、本方針を改定しようとするものでございます。

加えまして、昨年6月に、国におきまして、いわゆる給特法等改正法が成立いたしまして、教育委員会においては教員の業務量の適切な管理と、健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定等が義務づけられたことから、この度の改正に合わせまして、本県の働き方改革取組方針を、改正後の給特法第8条に基づく、いわゆる「業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置づけたいと考えております。

次に、「2 目標・成果指標の達成状況等」でございます。現行方針におきましては、目標を二つ設定しておりますが、まず一つ目の「子供と向き合う時間の確保」につきましては、今年度、県立学校全体で83.1%となっており、目標としておりました80%を上回る結果となったところでございます。もう一つの目標である「超過勤務の縮減」につきましては、今年度の「1年間時間外在校等時間の平均」は339時間21分となっておりまして、また、「時間外在校等時間が月45時間を超えた教員」につきましては全体の18.6%と、目標には達していない状況でございます。

次に、「3 「超過勤務の縮減」に係る目標・成果指標の未達成の主な要因」でございます。例年実施をしております、教職員を対象としたアンケート調査、この結果等を踏まえましてこの要因を分析いたしましたところ、例えば教員の専門性を要しない業務に

従事している状況、また、部活動に教員以外の人材の活用が十分にできていないこと、ICT環境の整備が十分とは言えない状況、特定の教員に業務が集中する状況などがこの主な要因として挙げられると考えております。

続いて、資料の2ページを御覧ください。「4 改定後の本方針の内容」についてでございます。まず、「(1) 目指す姿」につきましては、中央教育審議会の令和6年8月27日の答申にもございます、教師を取り巻く環境の整備の目的、それから国の指針にも掲載しております働き方改革の目的、こういったことを踏まえまして、資料に記載のように、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。」、こういった目指す姿に設定をしたいと考えております。

「(2) 目標」につきましては、「時間外在校等時間に関する目標」といたしまして、「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする」こと、また、「1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%とする」の二つを掲げますとともに、「働きがい」に関する目標」といたしまして、「仕事にやりがいがある」と感じている教員、これは管理職除きますけども、その割合を100%とする」、この三つの目標を次期の取組方針の目標に設定をしたいというふうに考えております。

「(3) 期間」につきましては、政府として令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標と掲げておりまして、本方針の取組期間につきましても令和8年度から令和11年度までの4年間に設定をしたいと考えております。

「(4) 取組の内容」につきましては、目標の達成に向けて、これまでの取組における課題や目標未達成の要因等を踏まえまして、教員の業務量の適正化、教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備、教員の健康及び福祉の確保に関する取組、この三つの視点で取組を進めてまいりたいと考えております。お示しをしております表の「主な取組内容」に記載しております各種の取組をはじめとした様々な取組について、総合的に推進をしていくことによりまして目標の達成に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本日、本議案につきまして御承認いただいた後、次回の総合教育会議におきまして御報告をさせていただく予定としております。

説明については以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。少しずつ働き方改革が定着していることはとてもよく分かりました。数値の達成も少しずつ近づいていることは喜ばしいことかなと、まだまだですが、喜ばしいことかなと思って御説明聞きました。

一つ質問なんですが、働きがいというのが今回新しい形で入っていて、時間をつまむだけではなくて、先生たちが働いてよかったと思ってもらえる環境づくりというのは、目指すことは当然かなと思ってんですが、「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）というふうに、管理職を除いている理由を教えてください。

落知県立学校改革推進監： 実は、現行計画の中でも、「子供と向き合う時間の確保」につきまして、同様に管理職を除いた形で目標の設定をしておりました。そういった関係から、いわゆる授業という教員の本分のところに注力していただきたいということが働き方改革の本当の趣旨なのかなと思っておりまして、そういう意味で、その「働きがい」についても教員の部分で、しっかり生き生きと教育内容・活動を展開していただきながら、子供たちによりよい教育を提供できる環境を整備していきたいという思いから、この働きがいに関する指標としては管理職を除いているという状況でございます。

志々田委員： 対象者の母数を絞って先生たちにクローズアップをするという、そのことはよく分かるんですけど、これを見ると管理職って働きがいがないのかなと感じますが、管理職には管理職の仕事のやりがいがあるんじゃないかなと思います。こういう目標の数値としてはカウントをしないけれども、管理職の先生方のやりがいみたいなものについても調査は取ってるんでしょうか。

落知県立学校改革推進監： この新しい目標を設定するに当たりまして、例年2月頃行っておりますフォローアップ調査を10月に実施させていただいたんですけども、その際には、新たな目標を設定する際の指標としては管理職の部分は数字を取っておりません。ただ、委員おっしゃられたように、決して管理職の方の働きがいを向上させなくていいとは思っておりませんの

で、今後行うフォローアップ調査の中でも、目標値としての数値ではないですけども、管理職の実態が分かるように、調査の中で我々も把握しながら、取組としてどんなことができるのかというのはしっかりと検討していきたいと考えております。

志々田委員： 管理職の皆さんが自分たちは関係ないとか、自分たちはもっと働けて思われているとか、メッセージが変なふうに伝わるほうが残念ですので、是非フォローアップの形で、目標の数値として入れないことは道理的によく分かりましたので、是非そういうことじゃないよということをきちんと校長先生たちに説明をしていただければというふうに思います。以上です。

河田委員： 御説明ありがとうございます。何ページに書いてあったかちょっと忘れてしまったのですが、業務の持ち帰りが生じている状況というのがどこかにあったと思うんですけど、それってどういう業務のことなのかお聞かせ願えたらと思います。

落知県立学校改革推進監： 持ち帰りの実態につきましては、平成30年と令和5年度に教員勤務実態調査を行った際に1週間、特定の1週間の中で24時間、先生方が個々人でどんな業務に従事しているのかというのを30分ごとに、朝起きてから寝るまでの時間を調査しているものがあります。その中でいわゆる学校に出勤される前と帰られた後でどんな業務に従事されているかの部分で、例えば授業準備であったり、それらを総括的に拾ったものとしていわゆる持ち帰り時間という概念で調査、集計したものが今回持ち帰り時間ということでお示しをさせていただいています。ただ実際に、例えば授業準備などもそうですし、教員であれば当然自己研鑽的な、いわゆる自分の能力を高めていくために日々研鑽をするということもあると思うんですけども、それが人によってはこれは授業に直結するものということで授業準備に入れられている場合もありますし、それはやっぱり自己研鑽としてカウントしているという、それぞれの状況は違うところあるんですけども、そういった形で持ち帰り時間ということで把握をさせていただいてる状況でございます。

河田委員： 状況は分かりました。そうですね、先生方として、今の働きがいじゃないですけど、逆にそれをやるなど言ってるわけじゃ多分ないと思いますので、それが、先ほど志々田委員が言われたことと一緒になんですけども、メッセージが変に伝わらないように、子供たちも帰って宿題をするのも持ち帰りだったり言い出したら何か変なことになるだろうなというイメージで質問させていただきました。

中村委員： 教育を進めていく上で一番大事な教員の働き方、働きやすさであり働きがいを改善していくというのは、ありとあらゆるところに影響が出てくる大変大事なテーマだというふうに思います。

まず一つ質問なんですけど、時間管理をやっていく上での勤務時間管理システムというのはどういう仕組みなんでしたっけ。

落知県立学校改革推進監： 県立学校において、いわゆる自分のパソコンをログオンするタイミング、それからログオフするタイミング、そこでいわゆる学校の中で勤務をされている部分を把握しつつ、当然、教員ですので、例えば対外的な試合に生徒を引率する業務とかある場合については、休みの日であってもその時間を、例えばエクセルシートのような形で別にカウントしていったら、それを集計したものとしていわゆる勤務、いわゆる時間外在校等時間のよう形で把握している状況でございます。

中村委員： 分かりました。タイムカードみたいなものではないということですね。

既存というか前計画というんですかね、現状でいうと特に超過勤務の実績ってなかなか大きく減ってはないところがあると思うんですけど、それを新しい目標では100%を基準にしていこうということで、かなり意欲的な目標だというふうに思います。それが今まできてない現状を分析した上で対策を打たなくてはいけないと思うんですけど、9ページ以降を読みますと、結構網羅的に分析して対応を考えていただいているんだなというふうに感じましたので、是非これを実行していただきたいと思います。なかなか県独自、県だけでは対応し切れないところが多いと思いますので、こういったところの要望とかも含めながら、少しでも働き方改革が進められるように是非していただきたいと思います。というふうに思います。

そんな中で1点だけ、現状のところを見ますと教員の働き方に対する意識というのは一定程度定着したという評価があるんですけど、結構個人的にはここが大事なところだと思ってまして、昔ながらのような、例えば自分のペースで仕事やるんだという人が遅くまで仕事をするというのが、なかなか昔のようにそれは個人の自由というわけには当然いけないので、皆さんきっちり時間管理をして、生産性を上げて時間内に帰っていただかないと目標100%なんてできないわけですよ。ですから、ここの意識のところは4番

の今後のところに、ちょっと見た感じでは入っていないんですけど、全員自分のペースで、僕は少し遅くなってもいいんですよという人にもちゃんとこの時間内の基準を守って帰ってもらわないと全体に関わる、目標達成だけではなくて職場の雰囲気とかそういうことにも関わると思うので、ここはしっかりみんなで守っていくという意識を、特に年配の人とか管理職になる人ほどやっていかなくちゃいけないことだろうというふうに思います。ということだけ申し上げておきたいと思います。

あとは、これは県立学校ということなんですが、市町立の小学校とか中学校とか、それは市町ごとということですか。

落知県立学校改革推進監： おっしゃるとおり、服務監督権者ごとということですので、市町については各市町の教育委員会において同じような方針を制定される、特に業務量管理・健康確保措置実施計画については策定をしていただくということになっております。

中 村 委 員： 特に小学校とかですね、また中学以上とは違う環境とか要因とかもあろうかと思うしますので、それも含めて指導というか情報共有してやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

小田原委員： 説明ありがとうございました。資料の12枚目以降のところで、目標未達の主な要因の業務量のところに保護者対応など突発的な業務があるとあって、さらにしばらく読んでいくと補導された児童生徒の引取りを保護者が第一義的な責任を負うことについて共有すると、この責任を負うことが共有できていないということがびっくりなんですけど、こういう補導された児童生徒の引取りを保護者がしないようなケースも恐らくあるという趣旨だと思うんですけど、こういうような状況で、最後、対策として保護者、地域の理解を促進するために周知をするというようなことで書いてあるんですけど、これは具体的にはどういったことをされる予定なのかなと、それによってちゃんと理解は進むのだろうかというところをちょっと教えていただきたいです。

落知県立学校改革推進監： 取組方針の10ページ辺りに先ほどの取組について記載をさせていただいておりますけども、委員おっしゃられるように、今の状況として、生徒が警察に補導された場合に、学校の先生が、連絡があって、そこに対応していくというような実態がやっぱりあるのかなと思っております。そういったところについて、取組方針の10ページの一番上のところで、やっぱり警察との連携というところですね、新たにする中で、しっかりと警察とも、一番の連絡先というのはやっぱり保護者になるというところ。ただどうしても保護者に対応できないというところについては、学校も関わっていく必要というのはやっぱりあると思いますので、そこら辺はちょっとバランスをしっかりと取りながら、その理解を得ながら、なかなか一朝一夕にばしっと切ってできる部分ではないところもあると思いますので、先生の負担ができるだけ軽減できるような取組にしていきたいというふうに考えております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

細 川 委 員： 御説明ありがとうございました。かつてからずっと教員の働き方改革についてはいろいろ取り組んでいただいているところだというふうに認識しております。ただ、まず、資料の1ページのところででもいろいろと未達成の主な要因が書いてございまして、それに対してどうするか、どういうふうに対応するか、対策法で取り組むかというようなことまで書いていただいておりますが、私、いろいろあるでしょうけども、学校ごとにいろいろやっぱり違うと思うんですよ。これここでは一般的に捉えていただいておりますけど、規模の違いもありましょうし、地域的なこともありましょうし、そういうところを丁寧にやはり分析をしていただいて、具体的にこの学校ってなぜこうなってるのかというのをしっかりと捉えていただかないと、なかなか取組がそれに当てはまっているのかどうかというようなこともありましょうし、私としてはもっとやっぱり県教委といいますか、教育委員会がもっと前に出るべきだと思っています。現場がやはり困っていることを教育委員会がどういうふうに解決するかというのが非常に重要ではないかなというふうに、さっき小田原委員が御指摘された件も、じゃあ保護者が、「もうわしゃ行かんけえほっといてくれ」というような保護者がいらっしゃったときに、現場はじゃあどうするかというようなことも、やはり教育委員会としてはしっかりこういう対応しますというようなところも必要でしょうし、それぞれ、ケース・バイ・ケースであるんで網羅的に書くことは難しいとは思いますが、やはりその方針みたいなものはしっかり持っていていただけたらということだと思います。

また特定の教員に業務が集中するというのは、それは私たち民間でもあることなんですけども、例えば教頭先生に負担がすごくかかっているとしたら、教頭の業務を第二教

頭先生が、言葉は違うかもしれませんが、そういう方が学校にすることで、例えば月水金と火木で隔週で業務を分担するとか何かしないと、やはりこのまんま特定の方に負担がかかったまま令和11年度までという、終わってみたらやはり変わらなかったというようなことが起きないようにしていただければということを、私たちでも忙しいシーズンとぼちぼちのシーズンがございます。恐らく教職員でも毎日お忙しい中でもそういう月によって季節によってすごく忙しくなるところ、例えば曜日によっても週初めと週中とどうなのかとか、そういうところでしっかり勤務時間をフレキシブルに調整していただくというんですかね、そういうような細かいところまで御対応いただけたら、この目標の数字に近づけるのかなというような気がしております。私たちも同窓会の役員会するときに、昔は主幹教諭まで来られてました。ところがもう校長だけにしましょうというような、やっぱり地域の人とかもそういう働き方についてやっぱり勉強してますので、そういうことはどんどんどんどん、学校だけじゃなくて地域にもとかそういう団体にも働きかけていただければなというふうに思います。以上です。

落知県立学校改革推進監： ありがとうございます。方針には、委員おっしゃられるように少し網羅的な部分があるかもしれませんが、やっぱり教育委員会として、いわゆる大きな制度を持っているところについては我々しかできない部分がありますので、そこは全体的な、例えば業務量を削減していくという作業をしながら個々の実態ですね、これについては校長先生へのヒアリングを年間通して何回かする場面もありますので、そういったところを活用し学校の実態を把握しながら、それぞれの学校の求めに応じた我々としてできるような手だてがあればそれを行っていききたいというふうに思っておりますし、教育の負担軽減が軽減できるようなそういった取組につなげていくよう、今後しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

細川委員： よろしくお願ひします。

志々田委員： 学校徴収業務の公会計化とそれからシステムの導入はもう100%になってますか。

落知県立学校改革推進監： 諸費の部分はまだなっておりませんで、やっとモデル的に数校のところ、いわゆる学校諸費のところ、公会計とまでは言いませんけども、例えばインターネットバンキングを活用したような支払いとかいうところ、その取組を始めたところで、その効果検証しながら、ゆくゆくはそういった公会計化というところも視野に入れて、どこまでできるかというのがありますけども、取り組んでいきたいなというふうに考えてます。

志々田委員： 最も教育委員会が事務局として進めることができるという側面であろうかというふうには思います。公会計化、やっぱりそのお金が本当に公会計に当たるものなのかどうかという検討もあると思いますけど、難しいところもあるんだとは思いますが、やっぱり先生たちがお金集めてるというのは、これ不祥事のときもあったと思いますので、二つの意味で迫られていることですので、進めていただければなと思います。以上です。

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

それでは、採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

いかに実行していくかですよね。これから我々も知恵を出して頑張ります。よろしくお願ひします。

第5号議案 博物館再登録について

篠田教育長： それでは、第5号議案、博物館再登録について、山内生涯学習課長、説明をお願いします。

山内生涯学習課長： 第5号議案、博物館再登録について御説明申し上げます。

1の提案の要旨を御覧ください。今回、安芸高田市歴史民俗博物館、仙石庭園庭石ミュージアム、東広島市立美術館について、博物館法に基づき、博物館登録原簿への再登録を行おうとするものでございます。

今回申請のありました3館について、簡単に御説明いたします。

12ページを御覧ください。安芸高田市歴史民俗博物館です。毛利元就に関する肖像画や古文書など、戦国時代の毛利氏にまつわる資料を中心に、安芸高田市の古代から近世までの歴史、民俗資料を展示されておられます。

次に、14ページを御覧ください。東広島市にあります仙石庭園庭石ミュージアムです。日本庭園の中に全国各地から収集された銘石、優れた石を配置し、屋外展示を中心とした博物館となっております。敷地内には鉱物や化石などの屋内展示施設もございます。

次に、17ページを御覧ください。東広島市立美術館です。近現代の版画、現代の陶芸、東広島市ゆかりの作品を中心に収集、展示をされておられます。建物は令和2年に移転、新築され、外観、内装とも市民の文化芸術活動の拠点となるよう工夫されたデザインとなっております。

では、議案の1枚目に戻っていただきます。2の「提案の理由」を御覧ください。令和5年に博物館法の一部改正がありました。この概要について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。上段の表に新旧対照表がございます。左側、旧制度におきましては開館日数、配置職員といった外形的な基準に基づいて審査が行われておりました。右側の新制度では、資料の収集・保管・展示や調査研究体制といった博物館の活動に着目した基準が追加されました。そのことに伴いまして、法改正前から登録されていた博物館について、令和10年3月末日までにこれらの実施的な要件を満たしていることについて審査をした上で再登録を行うこととなっております。

次に、再登録の現状について御説明いたします。10ページを御覧ください。現在県が所管しておりますのは、登録博物館23館、博物館に相当する施設3館となっております。令和5年度、制度の改正の初めのときに各館と調整をいたしまして、令和9年度までの5年間で順次計画的に申請、審査を行うこととしております。このたび、今年度に手続予定としておりました、今色をつけております3館から申請がありました。なお、備考欄の右端側に空欄がございます。その空欄の各館は基本的に令和8年度又は令和9年度に手続を予定しております。

それでは、改めて議案の2枚目に戻らせていただきます。4の再登録理由を御覧ください。今回申請のありました3館につきまして、生涯学習課において申請書類の書面審査、それから学芸員資格を有する学識経験者を伴って実地調査を行いました。これらの結果につきまして、資料の1ページから6ページに各館の審査表を添付しておりますが、いずれの館も職員配置、施設設備、開館日数等の基準を満たしておりました。また、展覧会の開催、収蔵品の調査研究、ワークショップ等を通じた地域住民への学習機会の提供などを行っていることを確認いたしました。このため、安芸高田市歴史民俗博物館、仙石庭園庭石ミュージアム、東広島市立美術館を博物館登録原簿に再登録してよいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく御願いいたします。

志々田委員： 順調に再登録を順番にやってくださっていますけども、なのでこの三つの館が博物館に再登録というのは、十分審査をしていただいた結果だったと思うのでよいと思うんですけども、まだできてないところというのは、もちろん順番待ちをしておられるのか、それともまだちょっとできないから後に回してほしいと言っているのか、状況として、今すぐでもできるけれど順番待ちをしてるのか、それともできなくて、あと1年、2年ちょっと待ってくれという状況なのか、どちらなのか教えてください。

山内生涯学習課長： 残り13館になっておりますが、順番待ちになっております。これにつきましては令和5年度に説明会をさせていただいたんですが、その当時は、再登録の状況がまだよく分からない面もありましたので、後ろのほうがちよっと多くなっております。いずれにしても、元の予定に従って、今、進めさせていただいている状況です。

志々田委員： 安心しました。残ってるのが割と大きな立派な、広島県内でも重要な博物館のうちの幾つかが入っているので、どうなのかなと思ったので、安心しました。

もう一つだけ教えてください。こうしたワークショップであったりとか様々な地域の方たちの学習機会を提供することというのが条件の中に入っているんですけども、例えば今日、今回登録のところはどんなことをやっておられるのか是非お聞かせいただきたいと思うんですが、いかがですか。

山内生涯学習課長： まず、安芸高田市歴史民俗博物館につきましては、市内の小学3年生は皆さん、博物館に行ったら安芸高田市のことを学ばれるというふうになっております。また、東広島市立美術館につきましても小学4年生の段階で美術館を見学するプログラムが展開されています。仙石庭園ミュージアムにつきましては、広島大学の学生さんなどに御覧いただ

いたりといった活動を行われているということでした。

志々田委員： こうした市民の方たちの学習機会として、物珍しいものを見に行く場所ではなくて、学んでいただける場所としてもっともっと活用いただけるように県としても協力しながら進めていただければと思います。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 令和 9 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和 9 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について、藤井教職員課長、説明をお願いします。

藤井教職員課長： 報告・協議 1 によりまして、令和 9 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について御説明申し上げます。

このたび、採用試験を共同実施しております広島市教育委員会と共に、受験のしやすさや試験会場校の予定等を勘案しながら検討を重ね、別紙のとおり実施いたします。

第一次選考試験につきましては、既卒者が多く受験することを考慮し、週休日である 7 月 11 日土曜日及び 12 日日曜日に実施いたします。

なお、より多くの方が受験しやすいよう、受験場所に配慮し、7 月 11 日土曜日につきましては、今年度と同様に、広島市内の受験会場に加え、福山市内の受験会場を設ける予定です。

第 2 次選考試験につきましては、来年度の 8 月第 3 週の土日が 15、16 日とお盆の時期に重なるため、数日後ろにずらし、8 月 18 日火曜日から 20 日木曜日までの 3 日間で実施いたします。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考、教職経験者につきましては、現職教員が受験しやすい夏季休業中である 8 月 22 日土曜日に実施いたします。

最終合格発表につきましては、今年度と同様、9 月 25 日金曜日を予定しております。

また、下の表は、「大学 3 年生等チャレンジ受験」の日程でございます。対象者は、一般の受験者と共に第一次選考試験を受験することとなります。

以上が日程についての説明でございますが、あわせて、志願者確保に向けた広報活動について御報告いたします。

11 月から 1 月にかけて、志願者の多い大学や志願者が不足しがちな校種、教科等の免許取得が可能な大学を中心に、県内外 57 大学にて、採用試験実施状況説明を実施いたしました。また、11 月には東京で開催された県主催の移住促進イベントにブースを出展し、広島への移住、転職に関心のある方に向け、広島県の教育の特色や教職の魅力、やりがいについて紹介いたしました。

今月からは、教員への転職を考えている方や、出産、育児等が落ち着き教員として復帰したいと考えている方などを対象に、社会人を対象としたオンライン個別相談会を実施しております。社会人の方が参加しやすいよう、希望の日時を選択できるようにしております。

民間企業が主催する就職イベントへのブース出展や、転職求人サイトへの採用試験情報の掲載など、幅広く広報活動を行い、志願者確保に向けて取り組んで参ります。

選考試験内容、募集教科及び採用試験見込み人数につきましては、4 月の教育委員会会議で御説明いたします。

説明は以上でございます。

志々田委員： そういえば聞いたことがなかったんですけども、広島市内の会場と福山市内の会場というの、具体的に去年はどこでやったんですかね。

藤井教職員課長： 一次試験の広島市会場は広島皆実高校、広島国泰寺高校、広島観音高校、広島市立舟入高校、一方、福山会場は広島県立福山工業高校を会場校として実施しました。

志々田委員： 広島市内の学校はイメージがついて通いやすいところだけど、福山の工業高校は便利などところにあるんですか。

藤井教職員課長： 位置的には福山駅から徒歩で行ける距離にありますので、利便性はいいと思います。

志々田委員： 他県からたくさん受けに来ていただきたいので、会場が便利であればあるほど多分メリットはあるかと思いますので、今後ともいい学校を選んでいただければと思います。以上です。

小田原委員： 今の会場のところでちょっと聞いてみたいんですけど、東京でも紹介をしているというお話があったと思うんですが、東京などのその県外の会場というのは設置はしないんでしょうか。

藤井教職員課長： 県外会場での受験は予定はしておりません。

小田原委員： それはあまり受験者がいないからということでしょうか、それとも、広島に来てもらう以上、広島で受けてほしいという思いのところなんでしょうか。

藤井教職員課長： 採用に関わってますスタッフの人員数の関係もございますし、是非広島に訪れていただいてという考えもあります。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございました。日程についてということでございますのでお伺いするんですけども、報道とかでもあります、他県においては複数回の受験をしたりとか、いろいろな取組をされて教員の採用につなげようというふうな取組をされておるんですけども、本県は大体この日程で毎年毎年されておると思うんです。以前、菅田委員がいらっしゃったときも民間に比べてどうなのかとかいろいろ、試験日程のタイミングとか回数とか、広島県、広島市と合同ですけど、ずっと昔から大体この日程なんです、その辺のところの改善いきますか改定といいましょうか、そういうようなお考えというのは当面はないということでしょうか。

藤井教職員課長： まず受験の回数につきましては、昨年度、一昨年度から大学3年生を対象とした3年生チャレンジ受験ということを実施し、合格した者には一次試験の合格免除というメリットがありますので、そういうところでの意識づけをさせていただいております。採用試験そのものの実施時期につきましては、他県には早めてる自治体もございますけども、なかなかそれが効果があるというのに結びついていない状況もありまして、広島県では状況は今までどおりのところでやらせてもらってるところになります。また、早い段階でやりますと教育実習との重なりがあったりして受験生の負担、大学等との関係者の意見を踏まえての現在の実施時期になっております。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。よろしいですか。
会場利便性の話もありましたけど、より多くの受験生に受けてもらうように、引き続きの取組をお願いいたします。
それでは、以上で案件の審議を終わります。

(13:48)

篠田教育長： それでは、続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

【非公開案件】

第3号議案 教職員人事について

県東部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（減給10分の1（2月））について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、賛成多数により原案どおり可決した。

県西部公立小学校主幹教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立小学校主幹教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 1 号議案 令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提出される教育委員会関係の議案に対する意見につい

て

令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提出される教育委員会関係の議案に対する意見（5 件）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 2 号議案 令和 7 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について

令和 7 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 6 号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。